

第 37 回は、雇用保険法の雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の解説を行います。

[高年齢雇用継続給付 出題実績] ◎選択式 ○択一式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	⑤	—	—	⑤	—	—	①	—	④	—

[高年齢雇用継続給付 出題実績] ◎選択式 ○択一式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
—	⑤	—	—	⑤	—	—	①	—	④	—

[育児休業給付金 出題実績] ◎選択式 ○択一式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
①	—	②	—	—	②	—	①	①	①	—

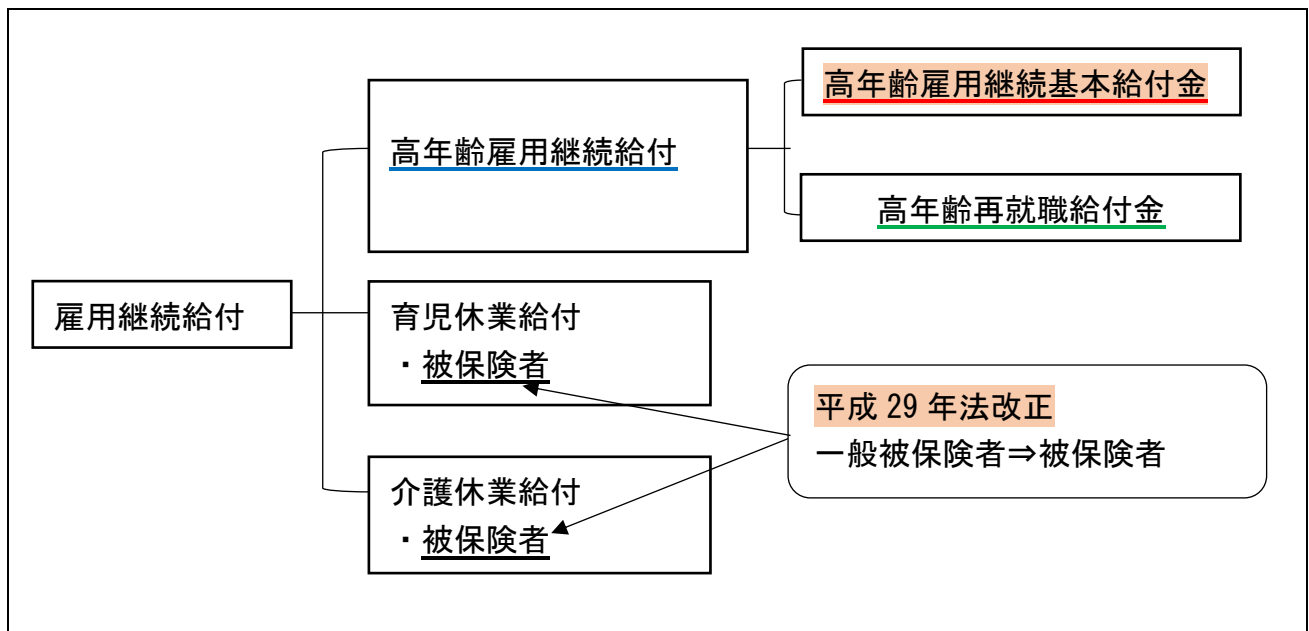
[介護休業給付金 出題実績] ◎選択式 ○択一式

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
②	—	①	—	—	①	—	①	①	③	—

直近の平成 28 年度の本試験では、出題されていませんが、ここ 10 年間での出題頻度は高いので十分に注意する必要があります。

併せて、平成 29 年度法改正として、育児休業給付金及び介護休業給付金の支給要件も改正になるので要注意です。

まずは、全体像です。



雇用継続給付の役割は、

- 高齢になり賃金が減額されると労働意欲が減少
- 育児による休業⇒賃金の減少
- 介護による休業⇒賃金の減少

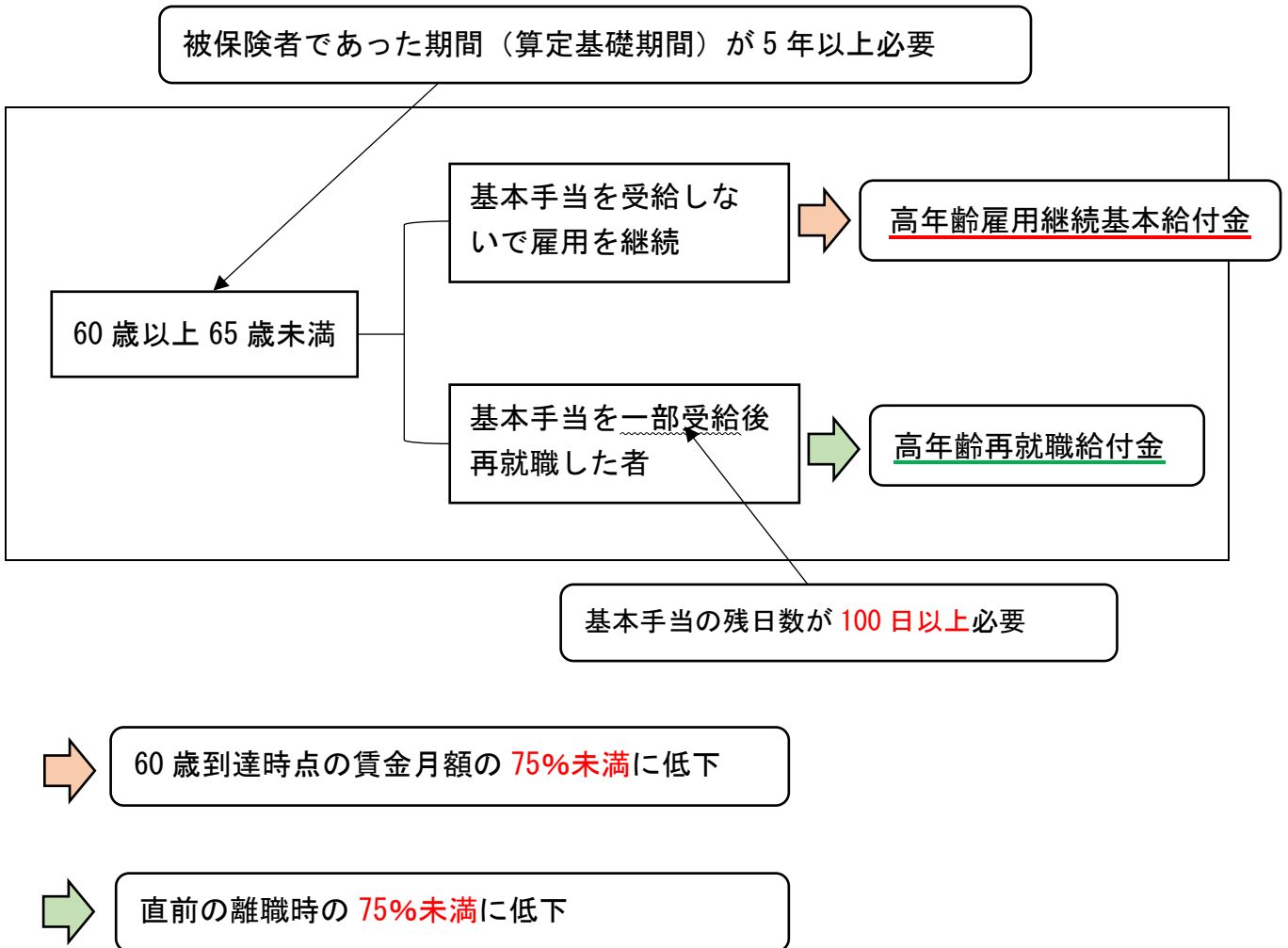
会社を辞めてしまう可能性あり

国としては、労働者が会社を辞めると社会保障の面や税収入の面でも大きな損失が生じるので、そのまま継続して働いてもらいたい。

そのために賃金の減少分を雇用保険から補填して雇用を継続してもらうのが、雇用継続給付の趣旨

それでは、内容を確認していきます。

●高年齢雇用継続給付には、高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類があります。



高年齢雇用継続基本給付金の内容を確認していきます。

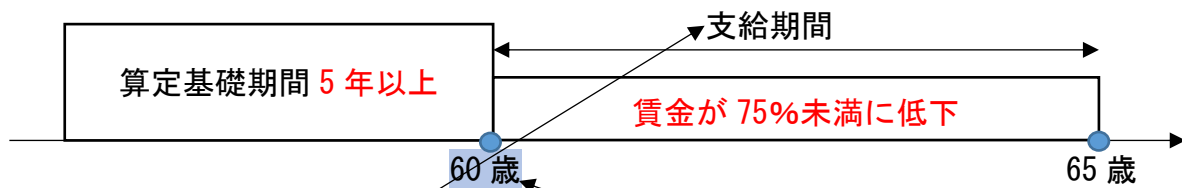
●高年齢雇用継続基本給付金とは

被保険者であった期間が通算して5年以上ある雇用保険の被保険者で、60歳到達後も継続して雇用され、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳到達時点の賃金月額の75%未満の被保険者が対象。

60歳時点で被保険者期間が5年間に満たない場合は、5年に達した日を60歳到達時とみなして算定します。

短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。

高年齢雇用継続基本給付金の図解



60歳時点で被保険者期間が5年間に満たない場合は、5年に達した日を60歳到達時とみなします。

支給期間

被保険者が60歳に達した日の属する月から65歳に達する日の属する月までの期間内にある月に対して支給（それぞれの月を支給対象月と称します）

- ①各月の初日から末日まで被保険者であること（つまり歴月）
- ②その月の初日から末日まで引き続いて、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月であること

支給対象月（②の場合）



歴月（月の初日～末日まで）なので、支給対象月にならない。

7月、10月は、支給対象月（歴月での休業ではない）

次に、支給額を確認します。

高年齢雇用継続基本給付金の支給額は、支給対象月に支払われた賃金の額に応じて、支給対象月ごとに下記のように算定します。

具体例…60歳到達時点の賃金月額が300,000円の場合

賃金額 < 「みなし賃金日額 × 30」 × 61%

⇒賃金額の15%が支給

(具体例) …支給対象月の賃金額が180,000円 (60歳到達時の賃金の60%)

→高年齢雇用継続基本給付金は

180,000円 × 15% = 27,000円

「みなし賃金日額 × 30」 × 61% ≤ 賃金額 < 「みなし賃金日額 × 30」 × 75%

⇒賃金の増加に応じて15%から逡減する率を賃金額に乗じて得た額を支給

(具体例) …支給対象月の賃金額が200,000円 (60歳到達時の賃金の約67%)

→高年齢雇用継続基本給付金は16,340円 (参考:細かい計算は出題されません。)

「みなし賃金日額 × 30」 × 75% ≤ 賃金額

⇒支給されない

(具体例) …支給対象月の賃金額が26万円 (60歳到達時の賃金の約87%)

→75%未満に低下していないので高年齢雇用継続基本給付金は不支給

賃金日額の下限額の100分の80に相当する額を超えない場合

⇒支給額が余りに少ないので、支給効果がないために不支給

(具体例) …支給対象月の賃金額が8,000円 (60歳到達時の賃金の約3%)

→高年齢雇用継続基本給付金の算定額は1,200円 (8,000円 × 15%) > 1,832円

(支給下限額) なので高年齢雇用継続基本給付金は不支給

●みなし賃金日額

高年齢雇用継続基本給付金を算定する際に、賃金日額を用いて計算します。

「賃金日額は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6カ月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額とする。」と規定されています。

高年齢雇用継続基本給付金に関しては、実際に離職をしているわけではないので、「みなし賃金日額」という名称にして、退職時に使用する「賃金日額」と区分しています。合わせて、高年齢再就職給付金に関しては、実際に離職をしているので「みなし賃金日額」の表現ではなく、「基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額」という表現になります。

高年齢雇用継続基本給付金	みなし賃金日額
高年齢再就職給付金	基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額

それでは、条文を確認していきます。

【法61条】

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の100分の75に相当する額を下るに至った場合に、当該支給対象月について支給する。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。（支給しない。）

- ①算定基礎期間に相当する期間が、5年に満たないとき。
- ②当該支給対象月に支払われた賃金の額が、339,560円（「支給限度額」という。）以上であるとき。

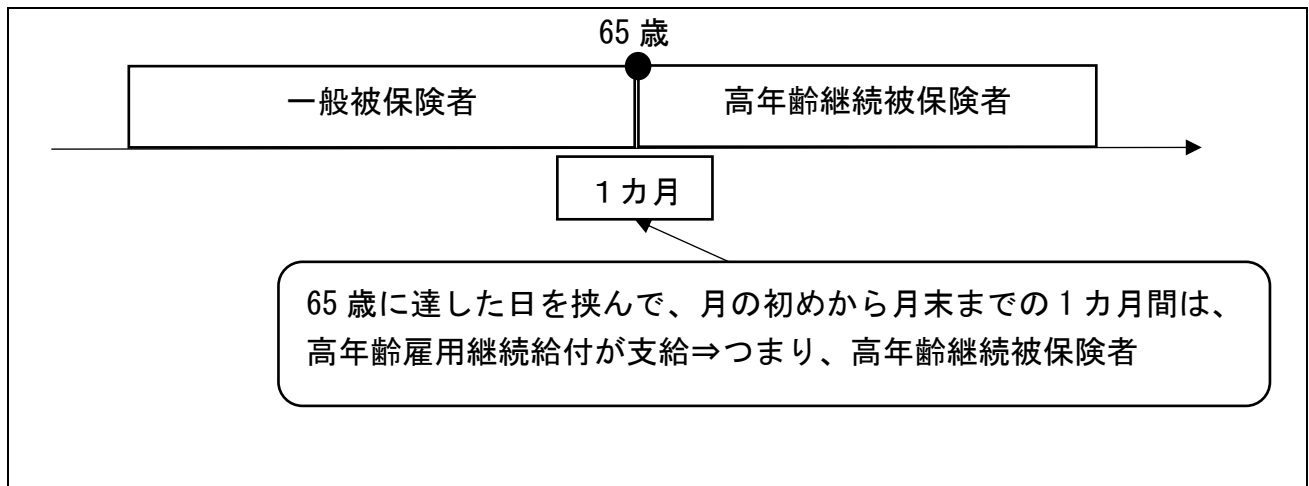
●（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）

H29年度数字

高年齢継続被保険者とは、

「同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続き65歳に達した日以後の日において雇用される者」になります。

下記のように高年齢雇用継続給付金の最終の月が65歳になるので、1カ月だけ、高年齢継続被保険者として支給対象になります。



次に、支給申請について。

	内容
提出者	(原則) 事業主 (個人番号関係事務実施者) (例外) 被保険者 (やむを得ない理由がある場合)
提出書類	● 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付申請書」 ● 「雇用保険被保険者 60歳到達時等賃金証明書」
提出時期	● 初回の支給申請 支給対象月の初日から起算して 4か月以内 ● 2回目以降の支給申請 公共職業安定所長が指定する支給申請月の支給申請日 (2か月に一度)

(完)